

株主各位

令和5年6月1日

東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
新生紙パルプ商事株式会社
取締役社長 三瓶悦男

第163回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第163回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月20日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和5年6月21日(水曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室
3. 目的事項	報告事項 1.第163期(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第163期(自令和4年4月1日至令和5年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 自己株式取得の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。
 - ◎「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sppcl.co.jp>)に掲載しております。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、交易条件の悪化や海外経済の減速などが下押し要因となったものの、コロナ禍からの社会経済活動の正常化に向けた動きが進み、景気の持ち直しが続きました。

世界経済は、エネルギー・食糧価格等の上昇による商品市況の高騰などに起因するグローバルインフレが欧米を中心に高進し、抑制対策の金融引き締めによる政策金利の引き上げに伴い、景気の減速感が強まりました。

国内経済は、感染懸念後退に伴う経済活動制限の緩和や観光支援策による人流の回復基調が堅調に推移する個人消費を押し上げ、年度後半からの水際対策の緩和により、インバウンド需要の回復もみられ、緩やかな回復傾向が続きました。また、半導体等を中心とした供給制約は、自動車等の生産の下押しの要因となりましたが、徐々に解消され、サプライチェーンの混乱は改善傾向にあります。一方で、物価上昇による消費の下振れリスクとともに、ウクライナ情勢の緊迫化や世界的な物価高に伴う金融引き締め政策による海外経済の減速により、不確実性が高まっております。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は前年を下回りました。特に新聞用紙や印刷・情報用紙に代表されるグラフィック用紙の需要は減少傾向が続いております。また、紙器用板紙や段ボール原紙、包装用紙等のパッケージ関連分野は、行動制限の緩和による個人消費の持ち直しと水際対策緩和によるインバウンド需要の回復がありましたが、工業用品向けの出荷が伸び悩みました。また、物価高騰に伴い食品・飲料向けの需要が年度後半に弱まったことにより、前年を下回りました。

このような状況下、国内製紙各社は、グラフィック用紙の需要減少に対して、生産体制の再編成等による国内事業の構造転換を推進するとともに、海外市場への展開とエネルギー事業・新素材事業等の新分野への取り組みを強化しつつあります。

紙に関連業界を品種別にみますと、印刷用紙はデジタル化や少子化といった構造的な要因による需要の減少が一層進行し、国内出荷は前年を下回りました。情報用紙はテレワークの定着等によりペーパーレス化が進み、オフィス向けPPC用紙の需要が減少したため、前年を下回りました。段ボール原紙は、通販向けは堅調に推移したものの、供給制約や海外経済の減速により工業向けの回復は鈍化し、飲料・加工食品向けは最終製品の値上げの影響により年度後半から需要が弱まり、前年をわずかに下回りました。紙器用板紙は、人流の回復と水際対策の緩和により、土産物向けや化粧品・医薬品向け等が回復基調に推移し、前年を上回りました。また、化成品は、食品向けを中心に堅調に推移しましたが、食品や日用品等の相次ぐ値上げによる買い控え等の個人消費抑制の影響を受け、年度後半以降、出荷が減少傾向に転じました。

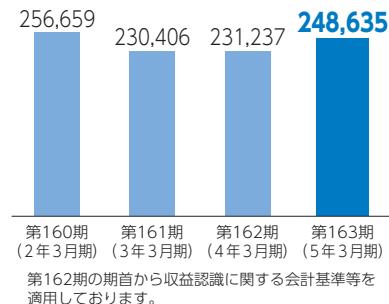
当社グループにおきましては、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージ・化成品の5分野の連携を強化し、社会環境の変化と構造的な需要の減少に対応すべく、企業価値の持続的な拡大と事業の生産性の向上に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高248,635百万円(前期比7.5%増)、経常利益5,990百万円(同6.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,190百万円(同7.9%増)となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

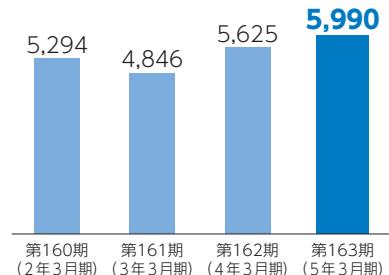
売上高

(単位：百万円)



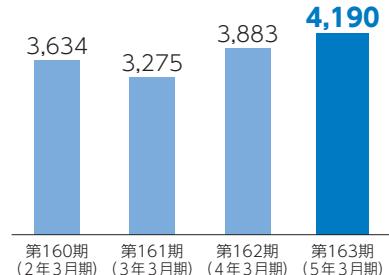
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



紙・板紙・化成品等卸売関連事業

売上高 239,932百万円(前期比7.6%増) 営業利益 3,696百万円(前期比16.4%増)

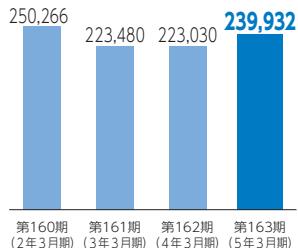
紙・板紙・化成品等卸売関連事業におきましては、国内向けは、印刷用紙の需要減少により紙の販売数量は前年を下回りました。板紙は、物価高騰により年度後半に需要が落ち込み、販売数量は前年を下回りました。売上高は紙・板紙ともに各品種の価格修正により前年を上回りました。化成品は、食品メーカー各社の値上げ発表が、堅調に推移した食品用途向けの需要に影響を与えたものの、原油価格上昇等による価格改定により、売上高は前年を上回りました。

海外向けは、コロナ禍からの回復及び物流混乱や欧州品の需給逼迫により、米国や東南アジア向けの販売を中心に増加傾向に推移していましたが、年度後半の需要の減退により販売数量は前年を下回りました。売上高は海上運賃高騰と為替の影響により販売価格が上昇し、前年を上回りました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業の売上高は239,932百万円、営業利益は3,696百万円となりました。

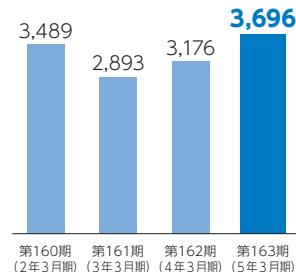
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



紙加工等関連事業

売上高 6,406百万円(前期比9.3%増) 営業利益 54百万円(前期比28.6%増)

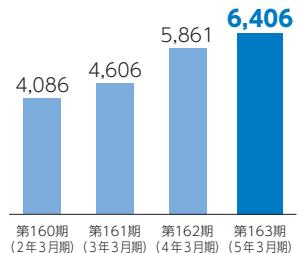
紙加工等関連事業におきましては、原材料の高騰やユーティリティコストの上昇に伴う販売価格改定に取り組み、売上高が増加しました。

経費面では固定費等の削減により利益確保に努めました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は6,406百万円、営業利益は54百万円となりました。

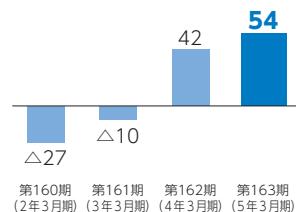
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



不動産賃貸関連事業

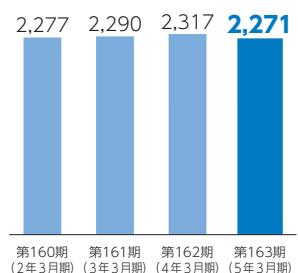
売上高 2,271百万円(前期比2.0%減) 営業利益 1,351百万円(前期比5.7%減)

不動産賃貸関連事業におきましては、所有不動産の有効活用及び維持管理に努めましたが、入居テナントの解約により賃貸料収入が減少し、光熱費上昇等の影響を受け経費が増加しました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は2,271百万円、営業利益は1,351百万円となりました。

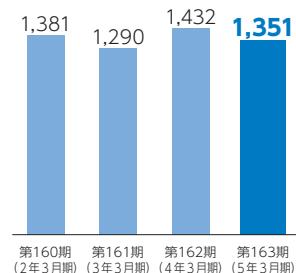
売上高

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



(2) 当社の営業の成果並びに対処すべき課題

当期における当社の売上高は238,241百万円(前期比7.5%増)、この内、商品売上高は235,443百万円(同7.7%増)となりました。

利益面につきましては、経常利益は6,093百万円(同14.8%増)、当期純利益は4,343百万円(同19.8%増)となりました。

当期における当社の部門別の営業の状況は次のとおりであります。

■ 紙部門

売上高 127,809百万円(前期比5.9%増)

国内向けは、電子媒体への移行等の構造的な要因による印刷用紙の需要減少が進行し、販売数量は前年を下回りましたが、売上高は価格修正により増加しました。海外向けは、年度後半にかけて価格高騰により需要が減退し、販売数量は前年を下回りましたが、売上高は販売価格の上昇により増加しました。

その結果、販売数量は956千トン(前期比5.2%減)、売上高は127,809百万円(同5.9%増)となりました。

■ 板紙部門

売上高 41,459百万円(前期比10.0%増)

国内向けは、段ボール原紙は飲料・食料品向けを中心に堅調に推移したものの、製品価格の上昇に伴い出荷が減速し、販売数量は前年を下回りました。白板紙は、コロナ禍からの経済活動正常化による人流の増加と水際対策の緩和によるインバウンド需要の回復により、土産物や医薬品向けの需要が増加の兆しをみせ、販売数量が増加しました。売上高は、価格修正により前年を上回りました。海外向けは、東南アジアでの販売が需要の減退に伴い減少し、販売数量は前年を下回りましたが、売上高は販売価格の上昇により前年を上回りました。

その結果、販売数量は501千トン(前期比2.5%減)、売上高は41,459百万円(同10.0%増)となりました。

■ 化成品部門

売上高 52,133百万円(前期比14.2%増)

最終製品の相次ぐ値上げが消費者マインドに影響を与え、年度後半より需要が減少傾向に転じましたが、年間を通しては前年を上回ったことに加え、原油価格上昇等による価格改定もあり、売上高は増加しました。

その結果、売上高は52,133百万円(前期比14.2%増)となりました。

■ パルプ他部門

売上高 10,327百万円(前期比7.5%減)

パルプは増加しましたが、工業用紙製品の減少により、売上高は10,327百万円(前期比7.5%減)となりました。

■ その他部門

売上高 3,713百万円(前期比6.9%増)

紙加工製品の増加により、売上高は3,713百万円(前期比6.9%増)となりました。

以上の結果を踏まえて、当社は2022年度よりスタートした第6次中期3ヶ年計画「Growth 2024」—SPPグループ総合力の発揮による市場開拓と用途・商材開発への挑戦—に基づき、アフターコロナに向けた生活環境の変化による新たな需要に対応し、持続的な成長を支える商材の開発・提案に取り組んでまいります。また、グループ経営資源の活用により市場動向に応じた事業分野別戦略のもと事業拡大を推進し、企業価値の向上を目指してまいります。

これらの事業活動を通じて環境に配慮した経営を推進し、「紙」「板紙」「フィルム」の横断的な取り組みによる新たな付加価値の創出により、持続可能な社会の実現に資するよう努力していく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は2,136百万円であり、その主なものは不動産賃貸関連事業用資産の取得1,490百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

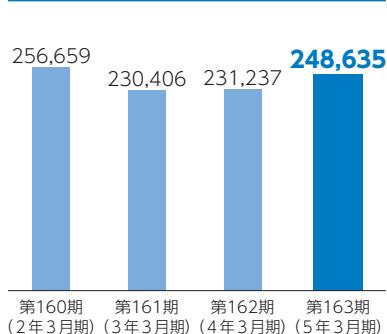
(8) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第160期 令和2年3月期	第161期 令和3年3月期	第162期 令和4年3月期	第163期 令和5年3月期
売上高 (百万円)	256,659	230,406	231,237	248,635
経常利益 (百万円)	5,294	4,846	5,625	5,990
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,634	3,275	3,883	4,190
1株当たり当期純利益	47円74銭	43円03銭	51円25銭	55円37銭
総資産 (百万円)	147,492	149,248	153,565	162,673
純資産 (百万円)	60,718	65,566	68,018	72,328

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。

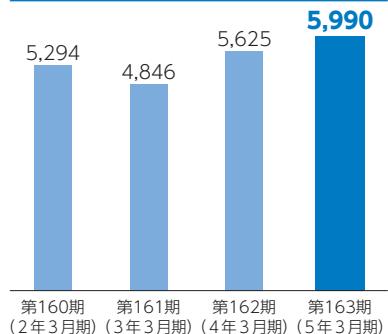
売上高

(単位：百万円)



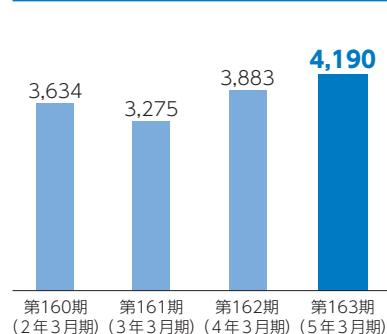
経常利益

(単位：百万円)



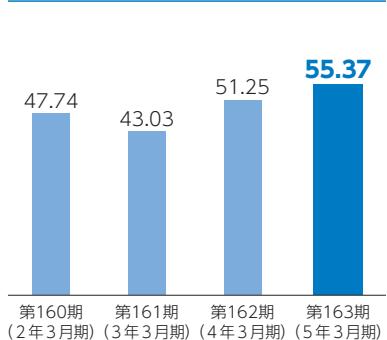
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



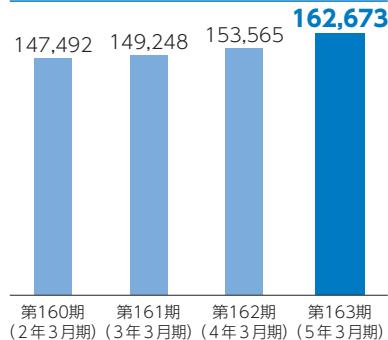
1株当たり当期純利益

(単位：円)



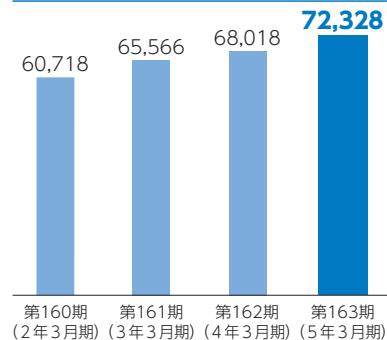
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
オーピーパーム株式会社	30	99.7	紙加工品販売業
オーピーパック株式会社	12	98.3	フィルム加工販売業
協同紙商事株式会社	33	99.7	紙卸売業
株式会社コアパック	90	97.0	段ボール製造・販売業
株式会社興栄	12	81.3	段ボール製造・販売業
新生物流株式会社	72	99.3	倉庫・運送業
山一加工紙株式会社	20	90.7	紙加工品製造・販売業
大倉紙業商事(上海)有限公司	21	100.0	紙卸売業
大倉商貿(上海)有限公司	1,239	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	82	100.0	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD	27	79.5	紙卸売業
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	34	99.9	紙卸売業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

【紙・板紙・化成品等卸売関連事業】

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、倉庫・運送業

【紙加工等関連事業】

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

【不動産賃貸関連事業】

不動産賃貸

(11) 主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
東京本店	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号
九州支店	福岡県福岡市博多区店屋町4番12号
札幌支店	北海道札幌市中央区南三条西10丁目1001番地5
仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号
富山支店	富山県富山市弥生町1丁目10番11号

② 子会社及び関連会社

オーピーパーム株式会社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
オーピーパック株式会社	大阪府摂津市鳥飼八防1丁目14番1号
協同紙商事株式会社	東京都千代田区神田司町2丁目21番
極東高分子株式会社	北海道小樽市銭函2丁目56番1号
株式会社コアパック	愛知県春日井市如意申町6丁目16番地3号
株式会社興栄	神奈川県横浜市港北区新羽町884番地
新物流株式会社	東京都足立区入谷6丁目2番3号
株式会社大文字洋紙店	東京都中央区日本橋小舟町8番4号
山一加工紙株式会社	静岡県沼津市一本松122番2号
大倉紙業商事(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
大倉商貿(上海)有限公司	中国上海市仙霞路88号太陽広場東塔508
SHINSEI PULP & PAPER (USA) CORP.	23332 Hawthorne Blvd. Suite 204, Torrance, CA 90505, USA
SHINSEI PULP&PAPER (M) SDN BHD	8-1, Jalan 1/149D, Bandar Baru Sri Petaling, 57000 Kuala Lumpur, Malaysia
SHINSEI PULP&PAPER (THAILAND) CO., LTD.	163, Thai Samut Asset Building, Room 2A, Surawongse Road, Suriyawongse, Bangrak, Bangkok 10500, Thailand

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	608	9増	47.1	18.5
女性	240	2減	41.5	15.1
合計又は平均	848	7増	45.5	17.5

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	362	4増	45.8	21.4
女性	182	2減	40.2	17.2
合計又は平均	544	2増	43.9	20.0

(13) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	873
株式会社三菱UFJ銀行	845
株式会社みずほ銀行	826

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 80,000,000株 (自己株式4,333,026株を含む。)

(2) 株主数 1,013名 (前期末比4名減)

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製紙株式会社	8,605	11.4
北越コーポレーション株式会社	8,530	11.3
特種東海製紙株式会社	3,913	5.2
王子ホールディングス株式会社	3,286	4.3
昭和パックス株式会社	2,613	3.5
株式会社サンエー化研	2,613	3.5
新生紙パルプ商事従業員持株会	2,471	3.3
北越パッケージ株式会社	2,040	2.7
中越パルプ工業株式会社	1,940	2.6
公益財団法人睦育英会	1,300	1.7

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.持株比率については、自己株式(4,333,026株)を控除して算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

①取得株式	普通株式	3,438株	取得価額の総額	1,443千円
②処分株式	普通株式	－株	処分価額の総額	－千円
③決算期末における保有株式	普通株式	4,333,026株		

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(令和5年3月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長		加藤 康次郎
代表取締役社長	営業統括本部長	三瓶 悦男
取締役専務執行役員	東京本店情報機能材・パッケージ事業管掌	西岡 宏侍
取締役常務執行役員	営業統括本部業務本部管掌	大木 猛
取締役常務執行役員	東京本店印刷用紙事業管掌兼営業統括本部印刷担当	鳥羽 登
取締役常務執行役員	管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長	重田 栄治
取締役	岩田合同法律事務所パートナー弁護士	上田 淳史
監査役(常勤)		井上 眞樹夫
監査役(常勤)		森田 好則
監査役	株式会社サンエー化研常勤監査役	佐藤 誠一
監査役	昭和パックス株式会社常勤監査役	望月 健太郎

(注) 1. 当期中の取締役及び監査役の異動

就任

監査役 森田 好則 (令和4年6月22日付)

退任

取締役 鈴木 厚彦 (令和4年6月22日付)
常務執行役員

監査役 宮本 貞彦 (令和4年6月22日付)

2. 取締役上田淳史氏は、社外取締役であります。

3. 監査役佐藤誠一氏、望月健太郎氏は、社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役	8	213	24	238
(うち社外取締役)	(1)	(5)	(-)	(5)
監査役	3	27	2	29
(うち社外監査役)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	11	240	27	268

- (注) 1. 上記には、令和4年6月22日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、令和3年6月18日開催の第161回定時株主総会において年額3億円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は8名です。
 4. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は4名です。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a. 基本方針

当社は、取締役及び監査役の報酬制度が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、業務執行・経営監督の役割に応じて、それらが適切に発揮されるように定めています。

とりわけ業務執行を担う取締役の報酬は、株主の皆様との価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資することを基本方針としています。

なお、当社は取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成しています。

取締役の基本報酬は、役位ごとに定めた基礎額に、会社の業績・業界動向等を総合的に勘案して決定いたします。

監査役の基本報酬は、役割及び独立性の観点で報酬額を決定いたします。

また、役員退職慰労金は、原則として役位及び在任期間に応じて決定いたします。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 報酬等の決定方法

取締役及び監査役の個人別基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役は取締役会が代表取締役社長三瓶悦男に一任して、監査役は監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、役員退職慰労金は、「役員退職慰労金に関する内規」に従い、取締役は取締役会が、監査役は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役上田淳史氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士を兼職しておりますが、当社は岩田合同法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研の監査役(常勤)を兼職しており、当社は株式会社サンエー化研との間に製品販売等の取引関係があります。

監査役望月健太郎氏は、昭和パックス株式会社の監査役(常勤)を兼職しており、当社は昭和パックス株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	取締役会(15回開催)			
	出席回数		出席率	
取締役 上田淳史	15回		100%	

区分	取締役会(15回開催)		監査役会(5回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 佐藤誠一	15回	100%	5回	100%

区分	取締役会(15回開催)		監査役会(5回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 望月健太郎	15回	100%	5回	100%

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役上田淳史氏は、取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

c. 監査役取締役会及び監査役会における発言状況

監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

監査役望月健太郎氏は、企業経営における豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役佐藤誠一氏は、当業界における豊富な経験から、監査役望月健太郎氏は、企業経営における豊富な知見から、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
- 3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不相当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付けることとする。
- b. 代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点項目として指導の徹底を図る。
- c. 社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その結果を社長に報告することとする。
- d. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b. 株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c. その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b. 経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c. 監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b. 取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- c. 取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d. 内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものであるか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e. 監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することとする。

- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a.企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
 - b.代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a.監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a.監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
 - b.代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
 - c.業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を行うこととする。
- ⑧その他監査役への監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
 - b.監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査役監査に資することとする。
 - c.会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、随時情報交換を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、令和5年5月23日開催の取締役会において、1株当たり5円と決定させていただきました。(効力発生日:令和5年6月22日)

この結果、当期の年間配当金は、中間配当金5円とあわせ、1株当たり10円となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第163期 令和5年3月31日現在	(ご参考)第162期 令和4年3月31日現在	科目	第163期 令和5年3月31日現在	(ご参考)第162期 令和4年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	108,290	102,215	流動負債	81,732	76,474
現金及び預金	4,089	7,023	支払手形	843	911
受取手形	7,853	9,460	電子記録債務	10,666	6,800
電子記録債権	23,175	18,921	買掛金	62,940	61,251
売掛金	56,843	52,263	短期借入金	3,915	4,662
有価証券	6,500	5,500	賞与引当金	737	488
棚卸資産	9,366	8,613	その他流動負債	2,627	2,359
その他流動資産	578	557	固定負債	8,613	9,072
貸倒引当金	△115	△124	長期借入金	1,023	1,597
固定資産	54,383	51,350	リース債務	288	207
有形固定資産	22,525	21,471	繰延税金負債	5,011	4,595
建物及び構築物	10,538	10,355	役員退職引当金	204	203
機械装置及び運搬具	532	556	退職給付に係る負債	22	22
土地	10,811	10,029	関係会社事業損失引当金	99	445
リース資産	546	441	その他固定負債	1,963	1,999
その他有形固定資産	96	87	負債合計	90,345	85,546
無形固定資産	667	597	純資産の部		
借地権	82	82	株主資本	63,982	60,530
ソフトウェア	343	203	資本金	3,228	3,228
リース資産	19	39	資本剰余金	1,873	1,853
その他無形固定資産	221	271	利益剰余金	60,545	57,111
投資その他の資産	31,190	29,281	自己株式	△1,664	△1,663
投資有価証券	28,708	26,495	その他の包括利益累計額	8,293	7,417
長期貸付金	871	515	その他有価証券評価差額金	8,669	7,323
退職給付に係る資産	1,508	1,860	繰延ヘッジ損益	△0	△0
その他投資等	2,120	2,082	為替換算調整勘定	86	144
貸倒引当金	△2,017	△1,672	退職給付に係る調整累計額	△462	△48
資産合計	162,673	153,565	非支配株主持分	52	70
			純資産合計	72,328	68,018
			負債及び純資産合計	162,673	153,565

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第163期	(ご参考)第162期
	自 令和 4 年4月 1 日 至 令和 5 年3月31日	自 令和 3 年4月 1 日 至 令和 4 年3月31日
売上高	248,635	231,237
売上原価	232,928	216,902
売上総利益	15,706	14,335
販売費及び一般管理費	10,599	9,668
営業利益	5,107	4,666
営業外収益	1,022	1,099
受取利息	16	16
受取配当金	732	599
その他	273	484
営業外費用	140	141
支払利息	58	64
その他	82	77
経常利益	5,990	5,625
特別利益	18	800
固定資産売却益	13	747
投資有価証券売却益	5	24
その他	—	28
特別損失	81	606
固定資産除却損	4	2
投資有価証券売却損	64	—
投資有価証券評価損	0	601
リース解約損	9	1
その他	3	0
税金等調整前当期純利益	5,927	5,819
法人税、住民税及び事業税	1,786	1,620
法人税等調整額	△50	307
当期純利益	4,190	3,890
非支配株主に帰属する当期純利益	0	6
親会社株主に帰属する当期純利益	4,190	3,883

連結株主資本等変動計算書 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,228	1,853	57,111	△1,663	60,530
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△756		△756
親会社株主に帰属する当期純利益			4,190		4,190
自己株式の取得				△1	△1
連結子会社株式の取得による持分の増減		19			19
株主資本以外の項目の連結会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	19	3,433	△1	3,451
当期末残高	3,228	1,873	60,545	△1,664	63,982

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,323	△0	144	△48	7,417	70	68,018
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△756
親会社株主に帰属する当期純利益							4,190
自己株式の取得							△1
連結子会社株式の取得による持分の増減						△20	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度の変動額(純額)	1,346	0	△57	△413	876	2	878
連結会計年度中の変動額合計	1,346	0	△57	△413	876	△17	4,309
当期末残高	8,669	△0	86	△462	8,293	52	72,328

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第163期	(ご参考)第162期	科 目	第163期	(ご参考)第162期
	令和5年3月31日現在	令和4年3月31日現在		令和5年3月31日現在	令和4年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	101,969	95,876	流動負債	77,397	72,331
現金及び預金	2,037	3,996	支払手形	501	493
受取手形	7,450	8,689	電子記録債務	10,108	6,412
電子記録債権	22,593	18,649	買掛金	60,291	58,516
売掛金	55,413	51,443	短期借入金	3,523	4,492
有価証券	5,500	5,500	未払金	819	650
商品	8,570	7,547	未払法人税等	970	931
短期貸付金	747	563	リース債務	100	66
その他流動資産	322	471	賞与引当金	638	384
貸倒引当金	△665	△985	その他流動負債	443	382
固定資産	52,447	48,781	固定負債	8,565	8,761
有形固定資産	21,626	20,520	長期借入金	500	1,030
建物及び構築物	10,033	9,822	リース債務	249	132
土地	11,002	10,220	繰延税金負債	5,218	4,623
リース資産	448	321	役員退職引当金	185	182
その他有形固定資産	142	156	長期預り保証金	1,902	1,953
無形固定資産	446	305	関係会社事業損失引当金	490	816
ソフトウェア	325	184	その他固定負債	19	23
その他無形固定資産	121	121	負債合計	85,963	81,092
投資その他の資産	30,374	27,955	純資産の部		
投資有価証券	26,963	24,825	株主資本	60,099	56,514
関係会社株式	350	349	資本金	3,228	3,228
出資金	61	59	資本剰余金	1,848	1,848
関係会社出資金	75	75	資本準備金	1,848	1,848
長期貸付金	1,125	824	利益剰余金	56,687	53,100
長期営業債権	2	50	利益準備金	809	809
前払年金費用	2,175	1,930	その他利益剰余金	55,877	52,291
その他投資等	301	268	退職積立金	520	520
貸倒引当金	△682	△429	配当準備積立金	660	660
資産合計	154,417	144,658	固定資産圧縮積立金	5,041	4,758
			固定資産圧縮特別勘定積立金	—	412
			別途積立金	23,350	23,350
			繰越利益剰余金	26,306	22,590
			自己株式	△1,664	△1,663
			評価・換算差額等	8,354	7,051
			その他有価証券評価差額金	8,355	7,052
			繰延ヘッジ損益	△0	△0
			純資産合計	68,454	63,566
			負債及び純資産合計	154,417	144,658

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第163期	(ご参考)第162期
	自 令和 4 年4月 1 日 至 令和 5 年3月31日	自 令和 3 年4月 1 日 至 令和 4 年3月31日
売上高	238,241	221,556
商品売上高	235,443	218,702
賃貸料収入	2,558	2,601
その他の営業収入	239	252
売上原価	223,217	207,686
商品売上原価	222,011	206,517
賃貸料原価	1,206	1,168
売上総利益	15,023	13,870
販売費及び一般管理費	9,909	9,436
営業利益	5,114	4,433
営業外収益	1,101	1,000
受取利息	28	28
受取配当金	741	607
その他	331	364
営業外費用	121	126
支払利息	45	54
社債利息	—	1
その他	76	70
経常利益	6,093	5,308
特別利益	14	795
固定資産売却益	8	742
投資有価証券売却益	5	24
その他	—	28
特別損失	69	603
固定資産除却損	2	0
投資有価証券売却損	64	—
投資有価証券評価損	—	601
その他	3	1
税引前当期純利益	6,038	5,501
法人税、住民税及び事業税	1,750	1,563
法人税等調整額	△55	312
当期純利益	4,343	3,625

株主資本等変動計算書 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						
			退職積立金	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,228	1,848	809	520	660	4,758	412	23,350	22,590	53,100
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△756	△756
固定資産圧縮積立金積立額						360			△360	—
固定資産圧縮積立金取崩額						△78			78	—
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額							△412		412	—
当期純利益									4,343	4,343
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	282	△412	—	3,716	3,586
当期末残高	3,228	1,848	809	520	660	5,041	—	23,350	26,306	56,687

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,663	56,514	7,052	△0	7,051	63,566
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△756				△756
固定資産圧縮積立金積立額		—				—
固定資産圧縮積立金取崩額		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金取崩額		—				—
当期純利益		4,343				4,343
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,302	0	1,302	1,302
事業年度中の変動額合計	△1	3,585	1,302	0	1,302	4,887
当期末残高	△1,664	60,099	8,355	△0	8,354	68,454

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和5年5月18日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
業 務 執 行 社 員 公認会計士 平井 肇

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

令和5年5月18日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平井 肇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第163期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月22日

新生紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 眞 樹 夫 ㊞

常勤監査役 森 田 好 則 ㊞

社外監査役 佐 藤 誠 一 ㊞

社外監査役 望 月 健 太 郎 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 自己株式取得の件

会社法第156条及び第160条の規定に基づき、本総会終結の時から1年以内に、下記株主からの買取依頼に対応するため、当社普通株式500千株、取得価格の総額210百万円を限度として取得することといたしたいと存じます。

なお、本件に関し会社法第160条第2項及び第3項の規定に基づき、他の株主から本総会開催日の5日前までに書面をもって売主として追加の申し出があったときは、上記株数、取得価格の範囲内においてその株主からの取得も追加するものといたしたいと存じます。

株 主 名				
角 行 夫	柴山まさみ	穴戸孝至	小林健二	佐々木謙一郎 相続財産管理人弁護士 森田憲右
中島伸幸	米田仁子			

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	かとう やすじろう 加藤 康次郎 (1952年7月3日生)	1977年4月 株式会社岡本入社 2001年5月 同社第四営業本部段ボール部長 2005年10月 当社東京本店パッケージ事業部段ボール部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部副事業部長 2010年6月 当社執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2011年6月 当社取締役東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2012年4月 当社取締役東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2013年4月 当社取締役常務執行役員東京本店長 2014年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2015年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2015年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2018年4月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	93,000株
2	さんべい えつ お 三瓶 悦男 (1958年12月20日生)	1981年4月 株式会社岡本入社 2005年5月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年4月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年6月 当社執行役員東京本店業務本部長兼営業統括本部業務担当 2012年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2023年4月 当社代表取締役社長 現在に至る	70,220株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	にしおか こうじ 西岡 宏侍 (1959年2月19日生)	1982年4月 当社入社 2004年4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2009年4月 当社東京本店パッケージ事業部包装用紙部長 2011年6月 当社執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店情報機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2015年4月 当社取締役執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2020年4月 当社取締役専務執行役員東京本店長 2022年4月 当社取締役専務執行役員東京本店情報機能材・パッケージ事業管掌 2023年4月 当社取締役専務執行役員白板紙担当 現在に至る	66,250株
4	おおき たけし 大木 猛 (1959年7月16日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社東京本店第一ペーパー事業部第一事業部卸商一部長 2011年4月 当社東京本店パッケージ事業部板紙部長 2015年4月 当社東京本店第一ペーパー事業部長 2016年4月 当社執行役員東京本店第一ペーパー事業部長 2018年4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2021年4月 当社取締役常務執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部業務本部管掌 2023年4月 当社取締役常務執行役員物流担当 現在に至る	48,000株
5	とば のほる 鳥羽 登 (1963年8月7日生)	1986年4月 株式会社岡本入社 2010年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙部三部長 2016年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員東京本店印刷用紙事業管掌兼 営業統括本部印刷担当 2023年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 現在に至る	35,220株
6	しげた えいじ 重田 栄治 (1965年3月15日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社管理統括本部経理本部財務部長 2015年4月 当社管理統括本部付部長(財務部・管理部担当) 2016年4月 当社管理統括本部財務本部長兼財務本部財務部長 2019年4月 当社管理統括本部総務本部長兼財務本部長兼財務本部財務部長 2020年4月 当社執行役員管理統括本部総務本部長兼財務本部長 2021年4月 当社上席執行役員管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 現在に至る	23,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	うえだ あつし 上田 淳史 (1972年4月2日生)	1998年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 2007年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年 1月 岩田合同法律事務所パートナー 2017年 6月 当社監査役 2021年 6月 当社取締役 現在に至る	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上田淳史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由と期待される役割

上田淳史氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役及び社外取締役としての職務経験をもとに、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言をしていただきました。これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 上田淳史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
たかべ たけまさ 高部 文昌 (1972年7月19日生)	1995年 4月 サンエー化学工業株式会社(現・株式会社サンエー化研)入社 2021年10月 同社経理部長 現在に至る	0株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 高部文昌氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、株式会社サンエー化研における実務経験と経理等の豊富な知見を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
 ベルサール神田 3階会議室
 ☎03-5281-3053



交通のご案内

●JR

神田駅 出口(西口、北口)
 御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 出口(B6・A4・A2)
 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 出口(B6・B7)
 都営地下鉄新宿線 小川町駅 出口(B6・B7)
 東京メトロ銀座線 神田駅 出口(5)